

「千代川の今後を考える学識懇談会」設立趣旨

平成 9 年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の保全」が法の目的に追加されました。

また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後 20~30 年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

国土交通省では、平成 18 年 4 月 24 日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「千代川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを受け、中国地方整備局では、「千代川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するために河川整備計画の原案について、学識経験者からご意見を聴く場として、「千代川の今後を考える学識懇談会」を設置するものです。

千代川の今後を考える学識懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は「千代川の今後を考える学識懇談会」(以下「懇談会」という)と称す。

(目的及び設置)

第2条 本懇談会は、「千代川水系河川整備計画(案)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者等の意見を聞く場として、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という)が設置する。

- 2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

- 2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。
- 3 委員の任期は、原則として整備計画が出来るまでとする。

(会議)

第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故あるときは、当該懇談会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 懇談会は、委員長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局河川部河川計画課並びに鳥取河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成18年8月7日より施行する。

令和3年1月15日改正

千代川の今後を考える学識懇談会の情報公開について(案)

1. 会議の公開

懇談会の会議は、原則として公開とする。

ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができます。

なお、傍聴にあたっては別途定める傍聴要領に従うものとする。

2. 会議資料の公開

会議にて配布した資料は、「会議の公開」に準じて、事務局において公開する。

その方法は、原則として閲覧およびホームページ公開とする。

閲覧場所 国土交通省 鳥取河川国道事務所

殿ダム管理支所

ホームページ 国土交通省 中国地方整備局河川部ホームページ

鳥取河川国道事務所ホームページ

3. 会議内容の広報

①議事概要

懇談会での議事内容については、会議終了後、事務局にて速やかに概要をとりまとめ、委員長の承諾を得た後、会議資料の公開に準じて、公開する。

②議事録

会議終了後、事務局にて速やかに発言の内容をとりまとめ、委員長の確認を得た後、会議資料の公開に準じて、公開する。

別表

千代川の今後を考える学識懇談会 委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
安藤 重敏	鳥取県内水面漁場管理委員会 委員長	環境（魚類） 関係漁業
小野 達也	鳥取大学地域学部教授	経済学
北村 義信	鳥取大学名誉教授	利水関係
清末 幸久	鳥取県立博物館主幹学芸員	環境（植物）
小林 朋道	公立鳥取環境大学 環境学部 教授	環境（動物）
戸川 信吾	日本野鳥の会 鳥取県副支部長	環境（鳥類）
西村 強	鳥取大学大学院工学研究科教授	土質・地盤
◎道上 正規	千代川流域圏会議 会長 鳥取大学名誉教授	治水・地域 づくり 歴史・文化
三輪 浩	鳥取大学大学院工学研究科教授	河川工学 土砂水理学
矢島 啓	島根大学 エスチュアリー研究センター教授	河川工学 水環境、 水文気象

◎：座長

(敬称略 五十音順)